

令和6年度 第2回西伊豆町子ども・子育て会議（議事録）

- 1 開催日：令和6年10月3日(木)13:30～14:30
- 2 場 所：西伊豆町保健センター2階会議室
- 3 出席者：カトウ悠名委員、花田麻莉子委員、藤井美貴委員、佐久間佳子委員
山本美生委員(園長)、齋藤雅子委員(園長)、山本昭代委員(副会長)
森真治委員(会長)、薮田栄和委員、山本美智留（福祉係）委員
星野町長（オブザーバー）、(株)ぎょうせい見山研究員（オブザーバー）
【事務局 朝倉通彰 萩原宏実】

■会 長： それでは、議事に入りたいと思います。議事についてはスムーズに行い1時間程度を目標に進めていきたいと思いますので、御協力の程よろしくをお願いいたします。

議題(1)「第3期子ども子育て支援事業計画骨子案」について事務局から説明をお願いします。なお、議事ごとに質問の時間を設けますのでよろしくをお願いいたします。

■萩 原： はい。事務局から議題(1)第3期子ども子育て支援事業計画骨子案について御説明をさせていただきます。以前より御案内させていただいておりますが、今回策定する計画は令和7年度から11年度までの事業計画となります。本日は事業計画策定にあたり、全体の骨組みとなる大まかな案について御説明させていただきます。資料はお持ちいただいた第3期西伊豆町子ども子育て支援事業計画骨子案、第2期西伊豆町子ども子育て支援事業計画を使用させていただきます。骨子案をお持ちでない方は卓上に配布させていただいた骨子案を御利用ください。郵送で配布させていただいた骨子案について、1点修正をさせていただきます。目次の第4章、現行計画の進捗状況内の基本目標1の文末のパーセンテージが73.8と記載があるんですが記載ミスで72.7となります。失礼しました。本日お手元に配布させていただいた資料は修正後の数字に変わっておりますので、そこだけ変えてありますので配った物が使いやすければそちらを使っていただいても結構です。よろしくお願いします。それでは骨子案については、ぎょうせいの見山研究員の方から説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

■見山研究員：ぎょうせいの見山です。よろしくお願いします。骨子案につきまして、事前配布されている物につきまして、今日机上の物でも大丈夫なんですけれどもこちらに基づきまして説明をさせていただきます。少しお時間をいただきますので着座にて失礼いたします。

まずは目次を御覧いただきたいんですが、今回の骨子案としましては、第1章から第5章までの構成で作成をさせていただいております。

す。

第1章でこの計画をなんで作るのかといったようなこととか、この計画はどのような法律に基づいて作らなきゃいけないものなのかといったような説明をさせていただいております。

第2章が西伊豆町の子ども子育て環境の現状というところで統計データですとか、第3章でアンケート結果とかこういったものを使用しながら、西伊豆町の子ども子育てを取り巻く現状について御説明をさせていただいております。

第4章になりますと、こちらは今回新しく計画を策定するにあたってどうしても今、現行計画というのが進んでおりましてまだ途中でございます。ですが、ここを振り返ることを無くしては次の計画をどこを改善すれば良いのかということが分からないというところで、第4章では今進捗中の計画についてどの程度進捗して来たのかということの説明させていただく章になっております。

第5章が第1章から第4章までを踏まえた次期計画はどういった構成で計画を作っていくというところで、ここがいわゆる骨子というところになってまいります。それでは、さっそく第1章から御説明させていただきたいと思っております。

1 ページを御覧ください。まず計画の概要なんですけれども、計画策定の趣旨ということで1番になっておりますけれども、これは西伊豆町に限ったことではございませんで、もう全国的に地方都市については少子高齢化と、これは深刻な課題になっているということです。厚生労働省が発表しました令和5年、去年の人口動態統計の概数というのが出てるんですけれども、これについては国内の日本の合計特殊出生率という言葉聞いたことがある方もいらっしゃるかと思いますけれども、これが1人の女性が生涯に産む子どもの平均数を指しておりまして、これが1.20まで低下したということが発表されております。1人の女性が1人ぐらいしか子どもを産まないというような結果が出たということです。これは実は人口が減らない、減りもしない増えもしない、人口が維持される水準というのが人口置換水準と言われているんですけれども、人口を維持するためには、この合計特殊出生率が2.07さらに2.08このぐらいの水準が無いと人口が減少するということが言われておりまして、これを大きく下回る数字だったということになっております。こうした少子高齢化が深刻化していく中で、令和5年4月に内閣府の外局として去年の4月にこども家庭庁というものが発足しております。少子化対策ですとか子育て支援、いじめ対策、これまでは複数の省庁にまたがっていた各施策をこのこども家庭庁というところで一元化して、子ども政策・子ども施策推進の司令塔として機能することが期待されている省庁で

ございます。このこども家庭庁が発足して、同じ日に子ども基本法というものが成立しておりまして、子どもに関する施策の推進というものがいよいよ本格化、これまでも取り組んで来たものではございますけれども、本格化して来ているという状況です。西伊豆町におきましても、子ども子育て支援法という法律がありまして、これに基づいて現行計画、第2期西伊豆町子ども子育て支援事業計画というものを策定しておりまして、「子育てと子育てに優しい町 西伊豆」ということを基本理念としまして、子ども子育て支援に関する事業を進めております。この計画が今年度を持ちまして期間を終了するということになりますので、今回第3期計画というものを策定することが今回計画策定の趣旨となっております。

続きまして2ページを御覧ください。2番で計画の位置づけというところになりますけれども、先ほど子ども子育て支援法というものがあってそれに基づいて計画を作っているということでございましたけれども、そのことがここに書いておりまして、下に子ども子育て支援法の抜粋が入っております。この第61条、四角で囲まれているところなんですけれども、第61条として、市町村は基本指針に則して5ヶ年を1期とする、教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画。これが市町村子ども子育て支援事業計画と言いますけれども、これを定めるものとするとかかれております。定めるものとするという言い方は国の言い方ですと、義務というかたちになります。ですので、法の規定にのっとってこの計画を策定することが義務となっているということで、この義務に従ってこの計画を作りますということです。3番 計画の期間ですけれども、先ほども子ども子育て支援法の抜粋のところでも申し上げましたけれども、5年を1期とする計画となっております。ですので、第3期計画の5年を1期とした計画となりますので、令和7年度を計画初年度としまして令和11年度を計画最終年度とする5年間となります。この計画期間中に定期的にどのように計画が進捗しているかというところを点検・評価をやって行って、令和11年度最終年には新たにこの子ども子育て支援事業計画を見直すのかどうするのか。あるいは今、実はこども計画という別の計画がありまして、このこども計画というのはこども基本法、令和5年4月に施行されているこども基本法の中で規定されているものなんですけれども、このこども基本法の中で記載されているこども計画は努力義務になってます。必ず作らなければいけないものではないんですけれども、このこども計画を策定する自治体さんもちろほら出ているという状況です。ただ、このこども計画の策定は非常にハードルが高くて複数の計画をこのこども計画の、これまではいくつか、例

えば「役場の何々課がこの計画をやっています。」「何々課がこの計画をやっています。」というような、複数の課がそれぞれ持っていた計画をこのこども計画の中に全部一体的に作ることが出来るということになっていまして、一体的に作るということはその課だけでは計画の推進が難しい。全庁的な連携体制と全庁的な計画策定のための委員会とか立ち上げる必要があったというところで、このこども計画というのは策定がなかなかハードルが高い。ただ、これから今回は子ども子育て支援事業計画の話ですけれども、これから5年間計画をやっていく中で、もしかしたらこども計画策定という話にも庁内でまとまるかも知れませんが、それはこの経緯を見守っていただきたいと思いますけれども、今回は子ども子育て支援事業計画を策定するというところでございます。

3 ページを御覧ください。計画の策定方法というところで、こちらがこういう策定経過を取りますということなんですけれども、まず皆さんがここにいらっしゃって御意見をいただくという機会を設けるということで、西伊豆町子ども子育て会議を設置しております。(2)として、子育て世帯の実態把握のためのアンケート調査を実施しております。それから、子育て支援団体というところにもアンケートを実施しております。これはちょっと町内の子育て支援団体さんが数が多いので、むしろこれを集計してグラフ化したりすると、1つの意見がすごい割合になってしまったりとかするというので、ちょっと誤解を招きやすいので集計ということはやっていませんので、自由意見とか実際の結果について生のデータで庁内で共有するということを勧めております。それから今後パブリックコメントというかたちで、こういう計画で進めていきたいと思いたいということを町民の方に紹介をさせていただくと。町民の方から御意見があったらその中で反映できるもの、できないものとあると思うんですけれども、町としてどういった対応をとっていくかということ報告しつつ、計画の最終案を作成するという手順となっております。

では4 ページを御覧ください。第2章西伊豆町の子ども子育て環境ということで、この章は統計データ等を紹介しながら西伊豆町の状況というものを説明している章となります。ここで説明されていることというのは、おそらく西伊豆町にお住いの皆さんは肌感覚として感じてらっしゃること、理解してらっしゃることに近いというか、そう大きく変わらないことだとは思いますが、改めて統計データとして裏付けられているものもあると思いますので御説明させていただきたいんですが。まず(2)ですね、人口の推移というところでこれが住民基本台帳というものから各年10月1日時点の人口の推移を見ております。総人口は減少傾向にあるということです。尚且つ、年少人口これが0歳から14

歳の方を年少人口というんですけれども、これが令和元年から令和5年にかけて157人減少しております。令和5年の10月1日時点では345人というかたちになっております。この人口減少は年少人口に限らず全ての年齢層で起きているんですけれども、次の5ページを御覧いただきまして、その上の年齢3区分別人口割合の推移というところを見ていただきたいんですけれども、それぞれの人口が総人口に対してどのくらいの割合居るのかというところがこのグラフになっております。一番低い一番下の線が年少人口というところでこれが令和元年で6.5%居たところが5.0%に減っている。高齢者の人口も減っているんですけれども、高齢者が65歳以上の方を高齢者人口というんですけれども、この高齢者人口は減っている中でも人口全体に対する割合としては増えていってしまっているということで、肌感覚として少子高齢化進んでいるよなというようなことは感じてらっしゃると思うんですけれども、明らかにこういった統計データでも出ているということです。それから(3)が世帯の状況です。世帯の状況としては、世帯数が減っておりまして、尚且つ世帯規模が縮小しているとこれが同時に進行しているということです。世帯規模が縮小というのは1世帯当たりの世帯人員数が何人の世帯なのかというところが、これも1世帯当たり2.05人まで減って来ているということになっております。これは国勢調査と言いまして国の調査で5年おきに実施される調査なんですけれども、なのでちょっと令和2年と数字が古いんですが直近の国政調査が令和2年でしたので、令和2年のデータとしては3,397世帯ありまして、1世帯当たりの人数は2.05人ということになっております。

続きまして6ページを御覧ください。これが母子世帯・父子世帯の状況ということで世帯数は減少傾向にあるというのが先ほどのデータで出ていましたけれども、母子世帯・父子世帯につきましても若干減少傾向にあります。ただ平成27年、令和2年この5年間では変化が無いという状況になっております。6ページ下の③で世帯の年齢による世帯の状況というところがありますけれども、18歳未満の世帯の居る世帯ということでこちらは356世帯、令和2年で356世帯ありましてその世帯全体の10.5%なんですけれども、次のページ7ページを御覧いただきますと6歳未満の世帯が居る世帯ということになりますと令和2年が86世帯しかないという状況です。これが世帯全体の2.5%ということになっておりまして、やっぱり出生数というのが減って来ているというのがこういうところにも出て来ているのかなということです。④として下の図ですね。家族累計別世帯数の状況ということなんですけれども、世帯数がだんだん減って来ているという中で、特に増えている世帯がございます。全体的には世帯数は減っているんですけれども、この単独世帯というところ

ろ、これが増えております。令和2年の時点で3,397世帯全体であったうちの1,287世帯は単独世帯ということになっておりまして、1人暮らし世帯ということになります。ここがこの子ども子育て支援事業計画の中では、ここに対するケアというのは計画に盛り込まれているわけではないんですけれども、ちょっと特徴的な数字ではございます。ちなみに特徴的な数字と申し上げましたけれども、これは西伊豆町に限ったことではありません。単独世帯というのは高齢化が進むと高齢単独世帯というものが増えて行きますので、単独世帯というのは増えて行くというのは地方都市ではよくある状況です。

8ページを御覧ください。自然動態の状況ということで自然動態というのは、出生と死亡の増減を見ていくものです。これ見て行きますと、死亡数が出生数を大きく上回っている状況です。上のグラフで見ると人口動態調査の結果なんですけれども、令和4年が今出ている最新のものなんですけど77名の死亡に対して出生が20しかないという状況なので、自然動態としてはマイナス50以上マイナスになっているという状況です。下が合計特殊出生率の推移ということで、これは人口動態調査の中の人口動態統計特殊報告というもので5年間の合計特殊出生率を見ていくものなんですけれども、これは直近のもので平成30年から令和4年のものを見ていただくと、実は西伊豆町は静岡県の水準よりは若干低い状況になっていきますけれども、全国に水準よりは高いという状況にはなっております。先ほど冒頭に申し上げた人口を維持する水準というのが2.07から2.08というこの数字に対してはやっぱり足りてないと。むしろ、今国内にこれが足りてる自治体はほぼ無いのかなという状況です。

続きまして9ページを御覧ください。婚姻と離婚の状況です。こちらは婚姻件数が離婚件数を上回っております。ただ、推移を見て行きますと婚姻件数が減少傾向にあります。ですので、婚姻しなくても出産する方がもちろんいらっしゃいますけれども、婚姻が減っていくとやっぱり人口にも影響してくるという状況にはあると思います。それから下の(6)番です。女性の労働力状態というところです。労働力率という言葉がございまして、一番下に小さい字で説明がありますけれども、すごく簡単に言うと働ける女性の数の割合を見ているものです。今回ここに関しては女性の労働力率を見ていますので、働ける女性の労働力状態を見ております。これ見て行きますと結構多くの自治体でM字カーブという言葉がありまして、このグラフがM字、真ん中ちょっと凹むM字になるカーブを描く状況があったんですね、過去。これがどういうことかという、だいたい25とか30歳ぐらいの女性の労働力状態が下がると、なのでこのグラフもこの部分が下がってM字のような形になっているという状

況がありました。これがM字カーブというんですけれども、実際平成22年では25歳から29歳のところで下がっているという状況が見られています。これは妊娠出産で働けなくなる女性が非常に多くなるという状況をM字カーブという形で説明しているんですけれども、西伊豆町ではほぼこの状況は今も起きていません。西伊豆町のちょっと特徴的なものというのがこのグラフで見ると一番労働力率、働ける女性が一番多いのが45歳から54歳という数字になっておりまして、45歳から54歳の方が非常に町内で活躍されている、あるいは今後活躍していただける可能性があるという数字になっているというのが西伊豆町のこのグラフから見て取れる特徴になっております。

続きまして10ページです。母子保健の状況なんですけれども、妊娠届の届け出数、そちらの推移を見て行きますと令和2年度・3年度は低下傾向にあって低くなったんですけれども、令和4年度は回復していて18の妊娠の届け出がありました。ただ、この妊娠届のある方が全員無事出産を迎えられるというわけでもありませんので、出生数とは一致しないんですけれども妊娠届け出としては令和4年度で18件ありました。下が乳幼児健康診査の実施状況ということで、これにつきましては町としては100%を目指しているところではあるんですけれども、受診勧奨しているところですが今のところだいたい80%から90%ぐらいの受診率で推移しているということになっております。

続きまして11ページです。子ども子育てを取り巻く環境というところで、生活保護世帯数の推移というところです。生活保護世帯数はこの6年間を見て行きますと、令和4年が最も多くなりまして77世帯ありました。これが最近徐々に下がって来ておりまして令和6年時点で4月1日時点で69世帯。世帯全体に対する割合としては1.94%の世帯が生活保護を受給しているということになっております。(2)が障害児数の推移です。障害児数の推移につきましては、令和6年時点で11人ということになっております。このグラフの推移を見て行きますと大きく上下が無いのかなと、だいたい10人から12人の間ぐらいで推移しているんですけれども、一方で子どもの数は減っていますということで冒頭に説明させていただいていますので、障害児数が減らないで子どもの数が減っているという状況になっているということで、障害を持っている方の割合は若干増えているのかなという状況が見て取れると思います。

続きまして12ページを御覧ください。こちらの(3)が認定こども園の設置状況と利用状況なんですけれども、西伊豆町の場合は認定こども園が2園設置されておりまして、幼稚園部と保育園部というものがあります。だいたい保育園部の方が需要がどうしても高くなるということで、5割後半から6割ぐらいの方が保育園部を利用されて、定員に対して5

割から6割の利用率がありまして、幼稚園部については定員に対してほしい2割ぐらいの20%前後の利用率ということになっております。全体の定員が166に対して、令和6年4月1日時点で在園児数が73人ですので入園率とこれに対して在籍児童が44%というかたちとなっております。(4)放課後児童クラブの設置状況と利用状況なんですけれども、今、設置数が1ありまして定員数が38です。登録児童数が38を超えている年度がこの表にはあると思います。定員を超えて登録を受け付けている状況なんですけれども、これは必ずしも登録している方が全員毎日使うわけではないと、曜日限定で使われる方とかもいらっしゃると思いますので、そういったところを上手く調整しながら概ね定員の範囲以内で受け入れるということで放課後児童クラブは運営されております。

次のページ13ページです。地域型保育事業・その他の保育施設というところなんですけれども、色んなサービス・事業の名前があつてすごくややこしいんですが、地域型保育事業という種類のサービスがありまして、これは認可保育所より少人数の単位で0歳児から2歳児までの子どもを預かる事業と言われております。西伊豆町では認可外保育施設が1ヶ所運営されております。(6)です、その他の子ども子育て支援事業等の実施状況というところです。学習アシスト教室、まなびばが実施されていたり、ちゃぶ台クラブというところで子どもの居場所づくり事業が開始されております。(7)小学校・中学校というところなんですけれども、これは皆さん御存知の通りかと思うんですけれども、令和3年4月に中学校が統合されて、令和6年4月には小学校が統合されています。ですので、令和6年4月の時点で町内の小中学校数は小学校が2校、中学校が1校ということになっております。

続いて14ページ、第3章がアンケート調査から見た西伊豆町の現状ということなんですけれども、これにつきましては前回アンケート調査結果を御報告させていただきまして、その中のその抜粋というかたちになりますので今日は説明を割愛させていただきまして、25ページを御覧いただきたいんですけれども、第4章は現行計画の進捗状況というところで第2期計画がどの程度進んで来ているのかということの評価をしていただきました。私の方で現行計画に載っている細かい取り組み事業を全て洗い出して、それぞれどの程度進捗していますかというようなシート調査をさせていただいて、それに事務局、役場担当の方で回答していただくというかたちで進捗を評価しております。進捗の評価の仕方は自己点検となっておりますけれども、ここに四角で囲ってある基準で評価しておりまして計画に記載されていることについて100%の進捗、全部やって来ましたという進捗からそれがAです。そこからEにつきましては40%にも達していませんというような評価、この5段階評価をして

いただきました。これを実際ここにグラフ化したり、評価・御報告を作らせていただいた時にはAの評価の場合は100%進捗、Bの場合は80%、Cの場合は60%、Dの場合は40%、Eは40%未満なんですけれども、これは全部0%で評価させていただいております。これを評価させていただいて、全体の平均値を出しておりますして全体の平均値が計画全体としては75.0%の進捗になっているということになりました。ただ、これは評価の時点がまだ計画期間途中ですので今も進捗中ですので、この評価した時点では75%ということになっております。具体的に細かい取り組みは全部で52ありまして、それぞれを評価していただいたんですけれども、その基本目標ごとにも評価の平均値を出しておりますしてそれが下のグラフになっております。見ていただくと一目瞭然なのは基本目標4の安心して子育てできる地域作りというところがちょっと進捗が思わしくなかったところなんだなというところが分かるかと思います。中身を見て行きたいんですけれども、26ページを御覧ください。まず基本目標1につきましては、これは子育て家庭を総合的に支援する仕組みづくりという基本目標を立てておりました。現行計画が今日もしお持ちであれば現行計画の方も御覧いただきながら、見比べていただく方が良いかなとは思いますが、この基本目標1には11の施策や取り組みがありました。これが全体の平均としては基本目標の1では72.7%の進捗になっております。この中で最も進捗が思わしくなかったというところは(2)というところが、地域における子育て支援サービスの充実というところでは45%の進捗というところに留まっております。これについては、評価シートでどうしてかということ聞かせていただいたところ、日曜・休日の保育体制の整備というところが実現できなかったというところではあります。それから事業所内保育施設を拡充するということを目指していたんですが拡充には現実的には至らなかったというところ。そこで進捗が思わしくないというところでこの(2)が評価が45%というかたちになるということでした。基本目標2子どもの健やかな育ちを支える環境づくりと、これに関しては進捗率が84%ということで、この基本目標としては概ね進捗して来ている、計画通りに進んでいるということになりますけれども、一方で中身を見て行きますと(3)の家庭や地域連携による教育支援というところが進捗50%ということになっております。これはどうしてこういうことになったのかというところで、地域が主体となった子育てしやすいコミュニティーづくりを目指していたんですけれども、子育て支援の活用が進んでいないこと、それから子育てサークルの活動支援をしますということで計画はうたっていたんですけれども、子育てサークル自体が無いというところでそもそも計画には支援しますとありましたが支援の実績が無いというところ

でこういった評価になったということです。ですので、子育てサークルの支援、子育てサークルが無ければ支援が出来ません子育てサークルというものをみんなが立ちあげていく方向に進めば良いのか、その辺のところは今後のこれから骨子、今日御意見をいただきながら計画の中身をその後、素案というかたちで作って行くんですけれども、その中で地域コミュニティに対して町がこういった支援がしていけるのかというところが今後、継続検討が必要になってくるのかなと思っております。

基本目標 3、27 ページを御覧ください。全ての子どもと子育て家庭のきめ細やかな支援体制づくり、これは進捗率 80%ということで基本目標 3 としては概ね計画通り進捗して来たということになりますけれども、この中で(1)の児童虐待防止対策の充実、これが他の実施策と比べて低い水準の進捗となっております。全ての子どもとその家庭、妊産婦等を対象としまして子どもの自立を補償する観点から妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援を実現するため、子ども家庭支援員・虐待対応専門員を常時配置した子ども家庭総合支援拠点の設置というところを目指して来てはいるんですけれども、現時点で今計画期間の途中ではありますけれども現時点では実現されていないというところでここは低い評価を進捗としては思わしくないというところを評価していただいております。続きまして下、基本目標 4 の安心して子育てできる地域づくりというところなんですけれども、これが最初にグラフでも見ていただいた一番進捗が思わしくなかったところで 60%の進捗というかたちになっております。これに関しては(1)から(3)ある中の(1)の子育てしやすい生活環境の整備、(3)仕事と家庭生活を両立できる働き方の支援とこの両方が思わしくないというような状況になっております。まず(1)については、公園や広場、公共施設の整備・維持管理に対する住民の要望が強い、ニーズが高いということは町としては十分理解しているところなんですけれども、ここがなかなか思わしく十分に応えることが出来ていないというところで低い評価をいただいているということです。(3)仕事と家庭生活を両立できる働き方の支援ということなんですけれども、町内の事業者に対して町として男女共同参画とか長時間労働の是正とかそういったことを情報発信を行っているんですけれども、具体的にどういう効果があるのか把握できないというところでこの進捗が低くなったということで基本目標 4 が一番全体としては自己評価が低くなったというかたちでした。

続きまして 28 ページ第 5 章を御覧ください。この計画の基本的な考え方、ここが骨子案、骨組みになって行くんですけれども、まず上の計画の基本理念と 2 番の計画の推進における基本的な視点。これは計画の柱になるところでして、第 1 期からそこはぶらさずやって来ております。

なので、1番と2番については現行のものを第1期からぶらさず踏襲という報告で今進めております。これに対して御意見あれば検討させていただいて、新たに内容を加えたりとかということはあるかと思いたすので御意見をいただければと思いたす。

29 ページの基本目標というところす。ここが今回第3期で取り組んで行く基本的な内容になって行くんですけども。まず基本目標1、安心して子どもを産み育てられる社会の実現これを目指しますということ。読み上げになって大変恐縮なんですけれども、子ども・若者等の次世代の育成や子育ては、父母その他の保護者の第一義的責任を有するとこれはこども基本法でも書かれているものです。父母その他の保護者が第一義的責任を有するというを基本的な認識とする一方で、とは言っても行政はもとより企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組む必要があるものです。ですので、教育・保育それから地域子育て支援事業の充実、子育てに関する相談・支援体制の充実を図って、安心して子どもを産んで育てられる社会を実現するということを目指しますというのが基本目標1す。基本目標2、子ども・若者の健やかな育ちを支える社会の実現というところす。子どもというのは将来の親世代になるということすので、妊娠から出産、育児など様々なライフステージに対して、必要な支援を切れ目なく届けるということが重要す。更には、豊かな人間性を形成して自立して生活を営むことが出来るよう長期的な視野に立った支援が求められますので、全ての子ども・若者の健全育成それから幸せの実現に向けて、子ども・若者の育ちを支援しますというのが基本目標の2番目になっております。基本目標3、誰一人取り残さない子ども子育て支援体制の実現。ここは子どもの現在と将来がその生まれ育った環境によって左右されることがあってはならない。貧困が世代を超えて連鎖することを食い止めなければならないということす。子どもが育ち健全に育成されていくためには、地域の子育て環境の充実と安全の確保これが重要になってきます。子どもと子育て当事者にとって、必要な生活環境を確保して安心安全で快適な生活を送れるよう子育ての実態に配慮して総合的な町づくりに取り組みます。貧困とか苦しい立場にあるという御家庭を支援していきますというところが基本目標3になっています。基本目標4、子ども・若者の尊厳が尊重される社会の実現というところす。これは子ども・若者本人の権利を保障して虐待とかそういったところから子どもたちを守っていく。それから子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うように子どもや若者それから子育て当事者の幸福を追求していくことが重要すので、意見や権利が尊重される子育ての環境の充実を目指していきますというのが基本目標4になっております。

次のページ 30 ページを御覧ください。先ほどの4つの基本目標に対して更に基本施策というかたちでいくつかぶら下がっているようなツリー図のようなものになっていますけれども、このそれぞれ基本目標を達成するために右にあるような基本施策というものを充実推進しまして最終的にはこの基本理念である子育てと子育てに優しい町、西伊豆はこういう町だということを実現していくことを目指した計画にしたいというのが今回の骨子案の趣旨となっております。私の方から以上です。

■会 長： はい、ありがとうございました。只今の議題について御意見・御質問を賜りたいと思えますがいかがでしょうか。

■〇〇委員： 認可外保育施設というのはどこになりますか。

■萩 原： 西伊豆病院さんの中にある施設になります。

■〇〇委員： その下にある田子のまちづくり協議会のちゃぶ台クラブ、これはどこでやってるんですか。

■〇〇委員： 旧かしわや食堂というのが田子にあるんですけど、そこが田子地区のまちづくり協議会の拠点になっていて毎月第2第4土曜日の10時から2時まで行っています。

■会 長： あと他に何かいかがでしょうか。

■〇〇委員： この障害者の子どもの人数というのは。

■会 長： ページを、何ページになりますか？

■〇〇委員： 11 ページ。そこの障害児数というのは級とかくらいでいうと何級とかそういうのは、どのくらいの障害児の子どもって幅があるじゃないですか。どういう感じの幅で人数って言っているんですか。

■福祉係山本： はい、福祉係の方からなんですけれども。この数について障害を持ってるお子さまって療育的だったり身体的と色々あると思うんですけども、その中でサービス利用をされてる方の数を計上しているようになります。

■会 長： 何をしている？

■福祉係山本： 障害福祉サービスという、障害を持ったお子さんが介護保険と同じようなかたちで色んなサービスを利用されている人が居るんですけどもその数になります。

■〇〇委員： 1 級とか2 級とか。

■福祉係山本： 級とかではないですね。利用されているのでそしたら持っている方もいらっしゃいますし持っていない方もいらっしゃるというようなことになりますので、級としては曖昧な答えで申し訳ないですけどもこういう級だよというのは、手帳とか持っている方が多いという傾向ですね。

■会 長： 基本的にその福祉のサービスを受けている人数が 11 人ということですか。

■福祉係山本：　そうですね。

※会議終了後、障害児数は正しくは手帳所持者数と担当より連絡あり

■会　　長：　どうぞ。

■副 会 長：　3 ページの子育て支援団体、西伊豆町には少数ということなんですけれども、この支援団体って父兄とか保護者間とかそういうことなんですか。

■会　　長：　3 ページの(3)の支援団体とは具体的に数が少ないというような説明だったかと思いますが、具体的にはどんな団体。

■萩　　原：　具体的に言うとかやぶ台クラブさんと社会福祉協議会のまなびばさんですね。

■会　　長：　他になんか気になったこととかありますか。

■町　　長：　すいません、オブザーバーですけど。少しお願いがあるんですけど、6 ページの②のところなんですけれども、母子父子世帯の状況というところ、いわゆるひとり親家庭。これは数が減ってるんですけど、たぶんうちそもそもの数が減ってるんで率をもう 1 本折れ線に入れてもらった方が分かりやすいと思います。

■会　　長：　③とかのグラフと同じように、何%居るのかということを入れていただくということをお願いします。

■萩　　原：　はい。対応します。

■会　　長：　その他どうでしょう。無ければ 26 ページの基本目標 2 のところで子育てサークルの活動自体が無いということだったんですけど、サークルの立ち上げをどうするかみたいなことが御説明の中であつたかと思うんですけども、それについて御意見がある方が居れば。子育てサークル、これから立ち上げた方が良いのかどうかということが出たかと思いますが。あと 28 ページの第 5 章　計画の基本的な考え方のところで 1 番の計画の基本理念と 2 番の計画の推進における基本的な視点、これについては第 1 期の方からずっとこのままで来ているので来年度からについてもこのまま行きたいというようなことでお話がありまして、意見を伺いたいということでしたのでどうでしょうか。特別変えた方が良いというようなことがありましたらお願いしたいと思います。28 ページの 1 番の計画の基本理念と 2 番の計画の推進における基本的な視点についてです。よろしいでしょうか。特別御意見が無かったようですのでこのままということで進めていただきたいと思います。萩原さんから何かありますか。

■萩　　原：　資料の方 1 つ説明が無しの状態になってますけど、一番最後の配布のスケジュールになりますけれども、前回の会議から修正の方はありませんけれども、今後のスケジュール感なんですけれども、この表の一番下から 5 番目の部分が今日の骨子案の作成というところになってまして、こ

のあと実際この骨子案で御承認いただければ、施策の検討で素案の作成に入って行って町民の方向けのパブリックコメントというのをさせていただいて最終案の方を作って今年度3月上旬中旬あたりに作成をして次期の5ヶ年計画にしたいと思っております。それにあたってまた来年の2月に会議の場を設けさせていただければと思っております。以上です。

- 会 長： 今、スケジュールについての御説明をいただきました。いくつか御質問とか御意見をいただきましたが、それでは事務局の説明、作成までのスケジュールに賛成の方は挙手をお願いいたします。賛成多数ということでありありがとうございます。賛成多数の為、事務局案で進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは次に進ませていただきます。議題(2)その他についてです。委員の方から何かありましたらお願いします。特別無いようです。それでは事務局の方から何かありましたら。

- 萩 原： はい。今、申し上げましたけれども次回の会議の方なんですけど、令和7年2月14日金曜日の午後1時半からこちらの会議室でお願いしたいと思います。また、次回の議題について何かありましたら事前に教育委員会の方へお知らせいただければと思います。

- 会 長： はい、ありがとうございました。議題は以上になります。御協力ありがとうございました。事務局さんにお返ししたいと思います。

- 朝 倉： 長時間にわたり御審議、骨子案に係る御承認ありがとうございました。会長、議事進行ありがとうございました。これを持ちまして令和6年度第2回子ども・子育て会議を終了いたします。ありがとうございました。

以上、議題終了